

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆																								
発生日時	令和3年5月21日 06時40分ごろ（通報時刻）																								
発生場所	境港南東方沖 美保関灯台から真方位203° 3.6海里（M）付近 （概位 北緯35° 30.7′ 東経133° 17.8′）																								
事故の概要	漁船 ^{みつ} 光丸は、航行中、転覆した。 光丸は、船長が落水して溺死し、機関等に濡れ損を生じた。																								
事故調査の経過	令和3年5月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																								
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 光丸、1.3トン TT3-9319（漁船登録番号）、個人所有 6.40m（Lr）×2.11m×0.75m、FRP ディーゼル機関、44.1kW、平成3年7月6日 第272-24026号（船舶検査済票の番号）																								
乗組員等に関する情報	船長 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年9月27日 免許証交付日 令和2年7月6日 （令和7年9月26日まで有効）																								
死傷者等	死亡 1人（船長）																								
損傷	機関等に濡れ損（廃船）																								
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 本事故発生場所の東方約2.0Mに位置する鳥取地方気象台境特別地域観測所の5月21日の風向風速観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時 分</th> <th colspan="2">平 均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風 向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風 向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>03:30</td> <td>南西</td> <td>1.3</td> <td>南西</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>04:00</td> <td>西南西</td> <td>5.0</td> <td>西南西</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>04:30</td> <td>西南西</td> <td>7.0</td> <td>西南西</td> <td>13.1</td> </tr> </tbody> </table>	時 分	平 均		最大瞬間		風 向	風速 (m/s)	風 向	風速 (m/s)	03:30	南西	1.3	南西	2.1	04:00	西南西	5.0	西南西	8.3	04:30	西南西	7.0	西南西	13.1
時 分	平 均		最大瞬間																						
	風 向	風速 (m/s)	風 向	風速 (m/s)																					
03:30	南西	1.3	南西	2.1																					
04:00	西南西	5.0	西南西	8.3																					
04:30	西南西	7.0	西南西	13.1																					

	<table border="1"> <tr><td>05:00</td><td>西南西</td><td>5.3</td><td>西南西</td><td>8.7</td></tr> <tr><td>05:30</td><td>西</td><td>6.3</td><td>西</td><td>13.4</td></tr> <tr><td>06:00</td><td>西南西</td><td>7.2</td><td>西南西</td><td>12.5</td></tr> <tr><td>06:10</td><td>西南西</td><td>7.8</td><td>西</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>06:20</td><td>西南西</td><td>7.2</td><td>西南西</td><td>13.2</td></tr> <tr><td>06:30</td><td>西</td><td>8.5</td><td>西</td><td>14.1</td></tr> <tr><td>06:40</td><td>西</td><td>6.9</td><td>西南西</td><td>13.4</td></tr> <tr><td>06:50</td><td>西</td><td>7.6</td><td>西</td><td>15.3</td></tr> <tr><td>07:00</td><td>西</td><td>7.3</td><td>西南西</td><td>11.7</td></tr> </table> <p>海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期、水温 約14℃ 境港市には、5月20日15時47分に強風注意報及び21時10分に波浪注意報がそれぞれ発表され、本事故当時も継続中であった。</p>	05:00	西南西	5.3	西南西	8.7	05:30	西	6.3	西	13.4	06:00	西南西	7.2	西南西	12.5	06:10	西南西	7.8	西	14.3	06:20	西南西	7.2	西南西	13.2	06:30	西	8.5	西	14.1	06:40	西	6.9	西南西	13.4	06:50	西	7.6	西	15.3	07:00	西	7.3	西南西	11.7
05:00	西南西	5.3	西南西	8.7																																										
05:30	西	6.3	西	13.4																																										
06:00	西南西	7.2	西南西	12.5																																										
06:10	西南西	7.8	西	14.3																																										
06:20	西南西	7.2	西南西	13.2																																										
06:30	西	8.5	西	14.1																																										
06:40	西	6.9	西南西	13.4																																										
06:50	西	7.6	西	15.3																																										
07:00	西	7.3	西南西	11.7																																										
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、境港第2区の係留場所を出航し、同港南東方沖の漁場であじを15～16匹釣った後に航行を開始し、令和3年5月21日06時40分ごろ、船長から携帯電話で海上保安庁に「ボートがひっくり返った。」旨の通報があった。</p> <p>連絡を受けた海上保安庁は、巡視船及びヘリコプターによる捜索を開始し、07時40分ごろ船首を立てて沈没しそうな本船を発見した後、08時00分ごろうつ伏せ状態で海面上に浮いている船長を発見し、ヘリコプターに吊り上げた。</p> <p>船長は、ヘリコプターによって島根県松江市内の病院に搬送されて医師により死亡が確認され、24日別の病院で司法解剖が行われ、死亡時刻は5月21日06時50分ごろで、溺水の吸引による窒息死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>																																													
その他の事項	<p>船長は、ベスト型の救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、ふだんから防水措置が施されていない携帯電話を紐で首に掛けていた。</p> <p>船長は、ほとんど毎日、03時30分～04時00分ごろ係留場所を出航し、本事故発生場所北方沖の養殖施設に係船して釣りをを行い、08時00分ごろ帰航していた。</p> <p>船長は、ふだんから気象情報を入手しており、自宅付近の風等の状況確認を行った後、出航できそうな場合、係留場所に赴いて風や波の状況を確認した上で出航の可否を判断していた。</p> <p>本船は、衝突痕等の損傷は見当たらず、クラッチレバーの位置が前進に入っており、5～10°の右舵が取られた状態で沈んでいた。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合担当者は、本事故当時、強風注意報及び波浪注意報が発表中であったものの、海上が穏やかだった早朝に出航し、釣りをを行っている最中に海上が荒れ始め、その後、風波を受け</p>																																													

	て本船が転覆したのではないかと思った。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 あり 本船は、境港市に波浪注意報及び強風注意報が発表され、強風と高波が発生している状況下、境港南東方沖を航行中、風波を受けて転覆したものと考えられる。 船長は、日頃から出航する際、係留場所に赴いて風や波の状況を確認した上で出航の可否を判断しており、本事故当日、強風注意報及び波浪注意報が発表中であったものの、海上が穏やかであったことから、出航したものと考えられる。 船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していたものの、本船が転覆して落水し、波の高い中、救助を待っている間に海水を飲んだことにより溺水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、境港市に波浪注意報及び強風注意報が発表され、強風と高波が発生している状況下、境港南東方沖を航行中、風波を受けて転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、強風注意報及び波浪注意報が発表され、気象及び海象の悪化が想定される中、出航しないこと。 ・ 船長は、海上が荒れ始めたと感じた際、早めに帰航すること。 ・ 船長は、防水型又は防水パックに入れるなど防水措置が施された携帯電話を身に付けておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

